

「三大習慣病保険」・「遺族支援継続給付」・

「総合医療給付」にご加入のみなさんへお知らせ！

2015年1月から組合員が配偶者とともに上記保険に加入されている場合の配偶者の加入取扱いが変わります。

組合員に「三大習慣病保険」・「遺族支援継続給付」・「総合医療給付」のいずれかの保険金等※が支払われた場合は組合員のみが保険から脱退となり、配偶者は脱退することなく継続して加入することが可能となります。

※ 支払理由が三大疾病又は高度障がい状態による保険金・給付金に限ります。

